

## 大阪広域水道企業団水道事業給水条例の制定について

企業団が経営する水道事業の給水についての料金、給水装置工事の費用負担その他の供給条件及び給水の適正を保持するために必要な事項を定める。

### 1. 条例の制定に当たっての考え方

#### ① 契約の継続性

- 水道料金をはじめ住民等の負担となる費用については、3団体の現行の額をそのまま引き継ぐこととして規定

⇒円滑な統合を図る。

※料金等は事業ごとに別表に規定

#### ② 水道事業の統一性

- 各事業（四條畷水道事業、太子水道事業、千早赤阪水道事業）ごとに個別の条例は制定せず、企業団の水道事業として1本化

⇒今後の水道事業統合にも対応。

#### ③ 指定給水装置工事事業者の取扱い

- 3団体の指定を引き継ぐ経過措置。
- 指定は各事業ごととする。

### 2. 条例の構成

#### 第1章 総則

（第1条～第9条）

#### 第2章 給水装置工事

（第10条～第17条）

#### 第3章 給水

（第18条～第24条）

#### 第4章 料金、加入金、手数料等

（第25条～第40条）

#### 第5章 貯水槽水道

（第41条～第42条）

#### 第6章 雑則

（第43条～第49条）

#### 附則

（施行期日、経過措置）